

長 様

(3月11日現在に居住していた福島県の市町村名を記入してください。)

義援金配分申請書 (国義援金・県義援金兼用)

私は、東日本大震災の影響により、次の事項に該当しますので、義援金の配分を申請します。
なお、義援金配分事務のため、私の住民情報等の個人情報を利用することを承認します。

該当する区分に○を付けてください。		申請できる方	国義援金		県義援金		記載が必要な欄
申請区分	(1) 死亡者	直系の遺族 (配偶者、子、父母、孫及び祖父母)	<input type="checkbox"/>	1人当たり 35万円	/		1、3、4
	(2) 行方不明者	直系の遺族 (配偶者、子、父母、孫及び祖父母)	<input type="checkbox"/>	1人当たり 35万円			1、3、4
	(3) 東日本大震災により、住家が全壊(焼)した世帯	住家に居住していた世帯の者 (原則、世帯主)	<input type="checkbox"/>	1世帯当たり 35万円(注)	<input type="checkbox"/>	1世帯当たり 5万円(注)	2、3、4
	(4) 東日本大震災により、住家が半壊(焼)した世帯	住家に居住していた世帯の者 (原則、世帯主)	<input type="checkbox"/>	1世帯当たり 18万円(注)	<input type="checkbox"/>	1世帯当たり 5万円(注)	2、3、4
	(5) 東京電力福島第1原子力発電所から30kmの圏内で避難指示・屋内待避指示圏域の世帯	住家に居住していた世帯の者 (原則、世帯主)	<input type="checkbox"/>	1世帯当たり 35万円(注)	<input type="checkbox"/>	1世帯当たり 5万円(注)	2、3、4

- ・申請の内容は、各市町村にて確認し、認定いたします。申請しても、必ず配分となるとは限りません。
- ・複数に該当する場合には、該当する箇所全てに「○」を付けてください。
- ・まだ県義援金(3)～(5)のいずれかに該当する場合に、1世帯5万円配分。)の申請をしていない場合には、県義援金欄に○を付けることで、同時に申請することができます。既に申請書を提出している場合には、県義援金欄は記入不要です。
- ・住宅被害(3)、(4)全半壊(焼)と原発にかかる避難指示・屋内待避(5)については、重複しての支給とはなりません。どちらにも該当している場合でも、国義援金は35万円、県義援金は5万円となります。(国義援金が70万円又は53万円、県義援金が10万円とはなりません。)
- ・(1)～(2)と(3)～(5)は、重複しての支給が可能です。

1 死亡者・行方不明者(1)、(2)関係)

区分	ふりがな		申請者との続柄	左の者の生年月日
死亡・行方不明	死亡者・行方不明者名			明・大昭・平 年 月 日
区分	ふりがな		申請者との続柄	左の者の生年月日
死亡・行方不明	死亡者・行方不明者名			明・大昭・平 年 月 日
区分	ふりがな		申請者との続柄	左の者の生年月日
死亡・行方不明	死亡者・行方不明者名			明・大昭・平 年 月 日

- ・死亡者、行方不明者の義援金を申請できるのは、原則として直系の遺族(配偶者、子、父母、孫及び祖父母)となります。
- ・記載欄が不足する場合は、もう一枚記入して提出してください。

